

# 広島市水道局週休2日工事試行要領(土木工事及び配管工事) (R6.10)

(令和2年7月1日制定・令和6年10月1日最終改定)

(趣旨)

第1条 本要領は、広島市水道局発注の土木工事・配管工事における働き方改革促進の一環として「週休2日工事」を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

(定義)

第2条 「週休2日」とは、次のいずれかをいう。

(1) 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月単位において、原則、土曜日・日曜日に現場閉所し、4週8休(8日/28日)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「通期の週休2日」

「月単位の週休2日」を達成できなかった場合において、原則、土曜日・日曜日に現場閉所し、現場閉所日実績が対象期間内の土曜日・日曜日の日数以上であると認められる状態をいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までとする。ただし、次の期間は対象外とする。

- (1) 年末年始6日間、夏期休暇3日間
- (2) 工場製作のみを実施している期間
- (3) 工事全体を一時中止している期間
- (4) 災害時の緊急対応等により休工となる期間

3 「月単位」とは、歴月によらず、工事着手日から起算して4週(28日)ごとに分けた期間(同条2項の対象外期間を含む。)をいう。

4 「現場閉所日実績」とは、対象期間内に現場閉所した日数をいう。

5 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業(準備期間は含まない)に着手する日をいう。

6 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業(後片付け及び工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去を除く。)が完了した日をいう。

7 「現場閉所」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、現場閉所日の巡回パトロールや保守点検等、監督員が必要と認められた現場管理上必要な作業を行う場合も「現場閉所」として扱う。

8 対象期間のすべての月単位において、現場閉所の実績が8日以上の場合に、「月単位の週休2日」が達成されたものとする。

なお、工事完了日又は同条2項の対象外期間の影響で対象日数が28日に満たない月単位は、当該対象日内の土曜日・日曜日の日数以上の現場閉所日が確保されていれば「月単位の週休2日」が達成されたものとする。

9 「月単位の週休2日」を達成できなかった場合において、現場閉所日実績が対象期間内の土曜日・日曜日の日数以上の場合に「通期の週休2日」が達成されたものとする。

10 受注者が希望する場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領(土木工事及び配管工事) (R6.10)」による工事(以下「週休2日交替制工事」という。)へ実施方法を変更することができるものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、原則、広島市水道局が発注する全ての土木工事・配管工事（土木工事標準積算基準書及び水道事業実務必携を適用する工事）とする。ただし、以下の工事は対象外とする。

- (1) 単価契約工事
- (2) 緊急に発注を要する応急復旧工事
- (3) 工期算定において実作業日数が14日未満の工事

(実施方法)

第4条 発注者は、特記仕様書に「週休2日工事」（月単位）の試行対象工事である旨及び「週休2日交替制工事」への変更が可能な旨を明記すること。

- 2 受注者は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とし、「月単位の週休2日」を達成させる計画を立て、「休日等取得計画・実績表（R6.10）」に工事着手予定日、工事完了予定日及び現場閉所予定日を明記し、工事着手前に提出する施工計画書に合わせて発注者に提出すること。
- 3 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA4サイズ横以上とする。

記載内容の例

<b>週休2日工事</b>
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組む試行工事です。
発注者: 広島市水道局〇〇〇課
受注者: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 4 地元条件や天候等により、やむを得ず同条2項により提出した現場閉所予定日に施工する場合は、対象期間内の別日に現場閉所するものとする。ただし、「月単位の週休2日」においては、同一月単位内の別日に現場閉所しなければならない。
- 5 受注者は、「工事週報（施工様式-59）」又は「工事日報（施工様式-18）」に実際の工事着手日、工事完了日を記入し監督員に提出すること。  
また、やむを得ず同条2項により提出した現場閉所予定日及び作業日を変更する場合は、これに変更した計画又は実績を記入すること。

(実施報告)

第5条 受注者は、各月単位の21日目を目途に現場閉所の実績及び残期間の現場閉所予定日を記入した「休日等取得計画・実績表（R6.10）」を監督員に提出し、「月単位の週休2日」の達成見込みの確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日等取得計画・実績表（R6.10）」に、現場閉所日等の実績を記入し、発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項により提出された「休日等取得計画・実績表（R6.10）」及び「工事週報（施工様式-59）」又は「工事日報（施工様式-18）」により、現場閉所日実績の確認を行うものとする。

(経費等の補正)

第6条 発注者は、対象工事の当初設計時に「月単位の週休2日」を達成した場合の補正係数を乗じて設計計上するものとする。ただし、「月単位の週休2日」が達成されなかった場合は、「通期の週休2日」の達成状況について確認し、達成の可否により最終変更契約時において同条3項に応じた設計変更を行うものとする。

なお、市場単価（港湾工事は補正対象外）等については別表1～別表4の補正係数を乗じて補正済み単価を算出する。

2 受注者の希望により実施方法を「週休2日交替制工事」に変更した場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R6.10）」に応じた設計変更を行うものとする。

3 現場閉所日実績に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象としない。

週休2日工事の補正係数				
達成実績	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
月単位	1.04	1.02	1.03	1.05
通期	1.02	1.02	1.02	1.03
未達成	補正なし	補正なし	補正なし	補正なし

(工期)

第7条 発注者は、週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

2 「週休2日」を理由とする工期延期については認めないものとする。

また、「週休2日交替制工事」への実施方法の変更に伴う工期変更は行わないものとする。

(工事成績評定)

第8条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、「工事検査成績評定書（検査様式-13）」の「2. 施工状況」、「②工程管理」及び「5. 創意工夫」において評価する。

2 「週休2日」を達成できなかった場合において、減点を行わないものとする。

(アンケート調査等)

第9条 受注者は、本取組について発注者からヒアリングやアンケート等の依頼があった場合は、これに協力すること。

(提出書類の虚偽)

第10条 第5条2項により提出された「休日等取得計画・実績表（R6.10）」の内容について、虚偽が判明した際には、指名停止となる場合がある。

(施工実績)

第11条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合は、受注者へ通知する「工事成績評定通知書（検査様式-16）」の「9 その他特記事項」において施工実績を証明する。

なお、評定の対象とならない工事については、検査合格後に受注者が希望する場合は「週休2日工事成績証明書（検査様式-24）（R6.10）」を交付し、施工実績を証明するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別表1 市場単価の補正係数（週休2日工事）

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

※単価の構成が材料のみの加算額の場合は補正しない。

※週休2日交替制工事には適用できない。

別表2 下水道工事市場単価の補正係数（週休2日工事）

名称	規格・仕様	補正係数	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02

※週休2日交替制工事には適用できない。

別表3 水道用資材等価格調査業務により決定している工事費の補正係数（週休2日工事）

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
不断水T字管（耐震型） 取付、穿孔		1.02	1.04
不断水挿入管路断水器 取付		1.02	1.04
視覚障害者誘導標示 （溶融式）（シート式）		1.00	1.01

※週休2日交替制工事には適用できない。

別表4 土木工事標準単価の補正係数（週休2日工事）

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル 管）設置工		1.02	1.03

※週休2日交替制工事には適用できない。